

失語症者向け意思疎通支援事業に関する請願

2022年11月25日

長野市議会議長 寺沢 さゆり 様

請願者1 住所 〒395-0067
長野県飯田市羽場権現 978-4
大原屋内 なりわいオアシス飯田
団体名 長野県言語聴覚士会
代表者 会長 寺島 さつき

請願者2 住所 〒
団体名 長野失語症友の会
代表者 会長 小林 睦

紹介議員

【請願趣旨】

小泉 義正 阿部 孝二
倉野 文彦 松井 英雄
石井 経元 鈴木 謙一
北澤 哲也 金沢 敦志

失語症は言語障害の一つで、脳血管障害などによって大脳が障害され、ことばや文字について、聞いて理解する、読んで理解する、話して表出する、書いて表出するなど、言語機能が障害された状態をいいます。症状はさまざまあり、重症度やタイプによって現れる症状は異なります。失語症になると、それまで他者とのコミュニケーションに支障のなかった人が、突然できなくなるという状況に陥ります。

これまでに行われたさまざまな調査から、失語症のある人は言語機能に障害を負うだけでなくさまざまな問題に直面することが明らかにされています。失語症の人の復職率は8%と極めて低く、発症前に生計を支えていた年代の場合、復職の問題、生活の問題が生じています。また失語症は外から障害の存在がわかりにくいという特徴を持ち、家族以外とのコミュニケーションが難しい場合も多く、それを避けようとして引きこもりなどが生じている場合もあります。

長野県言語聴覚士会が令和3年度に実施した障害児者数調査（隔年実施）では、北信の医療機関を利用した失語症者の数は、男性29名、女性35名、総計64名でした。そのうち、長野市の病院を利用した失語症者の数は、男性22名、女性27名、計49名でした。これは、当該年度の一定期間に医療機関を利用した方の数ですので、実際の数はこの何倍かになると推測されます。

このように、失語症のある人は、この地域にも相当数が居住しているはずですが、意思疎通支援の体制が整っていないために、その置かれている状況は厳しいものと推察されます。にもかかわらず、これ

まで失語症に焦点を当てた施策はほとんど行われてきませんでした。

平成 18 年に施行された障害者自立支援法は平成 25 年からは障害者総合支援法となり、障害者への支援・サービスはこれに基づき実施されています。法律施行後 3 年を目途とした見直しの項目として「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」がとりあげられました。厚生労働省は失語症者向け意思疎通支援者（以下、支援者）養成に関する実態調査を行い、これを受けて、各地で統一して用いることのできる支援者養成のカリキュラムを作成しました。これに基づき、平成 28 年度にはテキストを作成し、平成 29 年度には支援者養成を行う指導者のための研修を開始することになりました。

平成 30 年度からの地域生活支援事業の実施主体は都道府県であり、長野県でも、長野市において、支援者の養成が開始されました。それでも、事業はまだ端緒についたばかりで、実際に必要な支援を明確にするためには、当事者である失語症のある人を、地域でのコミュニケーションの場にどのように参加可能とするか、更に、災害時の避難情報の提供、福祉避難所への速やかな誘導など、課題は山積しています。そのような状況下ですが、意思疎通支援の側面で失語症に焦点が当てられたこの機会を逃すことなく、支援者の養成ならびに派遣事業を進めることがたいへん重要であると考えています。

失語症者が安心して自分らしく暮らすために、失語症に対する社会的な認知度を高め、失語症を正しく理解し適切な支援ができる人材の確保と活用に向けて、下記のとおりお願いいたします。

【請願項目】

1. 失語症者向け意思疎通支援事業として、失語症者向け意思疎通支援者の養成を継続するとともに、失語症者向け意思疎通支援者の派遣についても、新規に事業化・予算化すること
2. 失語症者向け意思疎通支援者派遣の事業化に当たっては、長野市の実態に合った利用しやすい仕組みの構築をすること
3. 災害時の避難における、分かりやすい情報提供、福祉避難所への迅速な誘導など、失語症者向け意思疎通支援者の非常時派遣の仕組みを構築すること
4. 失語症者が安心して自分らしく暮らすために、失語症者に対する認知度を上げる啓発事業をおこなうこと

以上のように、長野市障害福祉計画の中で、失語症者向け意思疎通支援事業について計画されるよう
お願いいたします。